



# 飲食店等を経営する事業者のみなさまへ 適用店舗の事前登録について

## 「ワクチン・検査パッケージ制度」と「対象者全員検査」とは？

現在国の方針によりワクチン・検査パッケージ制度は適用していませんが、登録を受けた飲食店が、利用者の入店時にワクチン接種歴、又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する制度です。

しかし、このうち検査結果の陰性の確認(対象者全員検査)を適用し、行動制限が緩和される場合があります。

本制度の適用を受けようとする店舗は、事前に長崎県への登録が必要です。

感染状況により異なります。

(国でワクチンの3回目接種を前提とした、新たな枠組みが検討されており、今後制度が変更されることがあります。)

## 緩和内容

### 飲食店

同一グループ5人以上の会食を避けるよう要請した場合でも、5人以上の会食が可能

### カラオケ店

緊急事態宣言時、収容率の上限を50%としつつカラオケ設備の提供可能

## 対象店舗

「ながさきコロナ対策飲食店認証制度認証店」(認証店)

食品衛生法に基づく飲食店など営業許可を受けていないカラオケ店

## 実施項目(確認していただく内容)

「対象者全員検査」を適用し、制限緩和を受けるためには、次の事項を確認してください。

PCR等検査の陰性の結果通知等の確認

身分証明書等による本人確認

無料検査  
場所はこちら



## 問合せ

長崎県飲食店ワクチン・検査パッケージ事務局  
コールセンター 095-818-2511



長崎県 飲食店 ワクチン・検査パッケージ

